

高山振興ワークショップ事業仕様書

1.業務名

高山振興ワークショップ事業

2.業務目的

高山地域は、全国的にも有名な茶釜、編針、茶道具の産地であり、豊かな自然景観や歴史・文化資産、そして毎年秋に開催される高山竹あかりといった魅力的な地域資源を有する。本事業は、これらの地域資源を最大限に活用し、高山地域の魅力を高めることを通じた交流人口のさらなる増加と地域活性化を図ることを主たる目的とし、以下(ア)～(エ)の実現を目指す。

- (ア) 地域内外の多様な人々(地元住民、これまで高山町に来たことがない者、幅広い年齢層を含む)が「協創」のプロセスを通じて主体的に関わり、地域内の新たな繋がりと活動を生み出すこと。
- (イ) 参加者が高山地域の資源を活用した魅力的な催事を企画・実施し、来訪者に高山町の魅力を体感してもらうこと。
- (ウ) 催事やワークショップを通じて、知識、経験、人的ネットワークといった資産を築き、次年度以降に継承すること。
- (エ) 協創する多様な主体が自立的・持続的に地域活性化の取り組みを継続できる体制を構築すること。

3.契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4.用語の定義

高山地域	生駒市高山町
地域資源	高山地域にある観光施設、事業者施設、自然、歴史、文化、人、特産品など、地域の魅力となり得るあらゆる要素を指す。
来訪者	催事を目的として高山地域に来訪する者をいう。
催事	高山地域への来訪者誘致および地域活性化を目的として開催される各種イベントやプログラムのこと。
高山地域参加者	高山地域に拠点もしくは住所があり、催事の企画・実施に協力できる事業者、団体、または個人のこと。
地域外参加者	市内外を問わず高山地域での催事実施を希望し、高山地域と連携して活動できる事業者、団体、または個人のこと。
協創メンバー (催事実施者)	高山地域参加者と地域外参加者により編成され、催事の企画・実施を行う1つのチームまたは個々の参加者をいう。

チーム	複数の協創メンバーにより編成され、特定の催事を企画・実施する活動単位のこと。
ワークショップ	協創メンバーが協力して催事の企画、準備、実施、振り返りを行うための一連の対話および協働の機会のこと。

5.実施場所

高山地域内を主とする。(ただし、催事の内容や規模、効果的な広報・集客の観点から、生駒市内外の関連施設や場所を含むことも可能とする。)

6.業務の成果目標

本事業の実施にあたり、本事業は特に以下の成果目標の達成を目指すものである。各目標については、事業の進捗に応じて市と協議の上、必要に応じて見直しを行う場合がある。

情報発信数	専用WEBサイト	以下、令和6年度の実績である。以下の各数値以上の成果ができるように目標を設定すること。 【令和6年度専用WEBサイト実績】 ・総表示回数:13,326回 ・総ユーザー数:8,432人 ・ページ滞在時間:平均2分30秒 ・Googleオーガニック検索数:2,166件
	SNS	以下、令和6年度のSNS(Instagram)を利用した実績である。以下の各数値以上の成果ができるように目標を設定すること。※Instagram以外の媒体も可。選択した媒体に合わせて目標数値を設定することができる。 【令和6年度Instagram運用実績】 ・フォロワー数:218人 ・ストーリーズ閲覧数:1投稿あたり平均600回 (a)リーチ数:10,394人 (b)インプレッション数(広告表示回数):12,859回 (c)WEBリンククリック数:521回
	ポスター掲示数	市内外100か所以上
	チラシ配架数	市内外100か所以上
	高山地域住民への説明者数	高山町人口の10%以上(令和7年4月1日時点人口3,327人)
協創メンバー数	15者以上(うち、高山地域参加者を5者以上含むものとする。)	
催事数	5つ以上の催事開催	
来訪者数	延べ1,500人以上	
アンケート取得率	(ア)協創メンバー数の80%以上	

	(イ) 来訪者数の10%以上
次年度への継続意向率	協創メンバーの次年度以降の継続意向率60%以上

7.業務概要

本事業は、以下各業務を実施することで、地域資源を活用した催事の開催および協創メンバーの自走化を支援する。令和6年度の「まーぜまーぜふえす」の成果報告概要、アンケート概要、マニュアル概要の内容を踏まえた上、以下の各業務を実施すること。

業務名	内容
地域資源の活用	高山地域に関連する地域資源(例:茶釜、竹、景観、自然、施設、地元産品、人など)を活用すること。
催事周知	<ol style="list-style-type: none"> 高山地域および地域外から、本事業の目的に賛同し積極的に関わる協創メンバー(高山地域参加者および地域外参加者)を募集するための効果的な周知活動を実施すること。 開催される催事への来訪者を募るため、ターゲット層に合わせた魅力的な広報活動を行う。広報にあたっては、令和6年度の課題(情報発信のタイミング、周知方法の偏り)を踏まえ、多様な媒体(ウェブサイト、SNS、印刷媒体、地元メディア、地域イベント等)を効果的に活用し行うこと。 地域住民への周知を強化し、丁寧に周知することとする。
催事受付	<ol style="list-style-type: none"> 協創メンバーおよび催事への来訪者に関する応募・参加申込の受付および管理を円滑に行うこと。 オンラインフォームの活用に加え、必要に応じて電話や対面での受付にも対応し、参加者が容易に手続きできるよう配慮するものとする。
催事選考	<ol style="list-style-type: none"> 本事業の目的に合致し、高山地域の活性化に貢献できる熱意とアイデアを持つ協創メンバーを選定するため、公平性・透明性のある選考基準を設定し、審査を実施すること。 選考基準には、提案内容の地域資源との関連性、実現可能性、他の参加者との連携意欲などを盛り込むことを検討する。また、選定された協創メンバーが相互に刺激を与え合い、新たな価値を創造できるようなチーム分けを行うこと。
ワークショップ実施	<ol style="list-style-type: none"> 協創メンバーに対し、本事業の意義や目的の理解を深めるワークショップを企画・実施すること。 参加者同士の交流を促進し、高山地域の魅力や課題に関する共有、地域資源を活用した催事企画の立案・具体化を支援すること。 令和6年度の課題(時間不足、マッチングの難しさ)を踏まえ、効率的なグループワークの手法を取り入れたり、事務局による個別の相談時間を設けたりするなどの改善を行うものとする。 催事開催後には、事業の成果や課題、次年度以降の活動継続に向けた「自走化」をテーマとした振り返りのワークショップを1開催以上実施すること。
催事開催支援	<ol style="list-style-type: none"> 会場の予約や確保(雨天時の代替会場の検討含む)、関係機関への各種申請手続き(保健所、消防署等)を行うこと。 会場設営(テント、什器、装飾、電気・水道設備の確保含む)、備品手配、駐車場

	<p>の手配を行うこと。</p> <p>3. 来訪者の安全確保のための安全対策を行うこと。また、会場及び来訪者の交通ルートにおいて、適切な人数の警備員、誘導員等を配置すること。</p> <p>4. 協創メンバーや当日の協力者(ボランティア等)に対し、当日の運営が円滑に進むように適切な支援やアドバイスを行うこと。</p>
管理業務	<p>1. 本事業全体を円滑かつ効果的に推進するため、事務局を設置し、プロジェクト全体の進捗管理、予算管理、関係機関(生駒市、地域団体、関連事業者等)との連絡・調整・交渉を行うこと。</p> <p>2. 協創メンバーや関係者からの問い合わせ、相談等に誠実かつ迅速に対応できる窓口を設置すること。</p> <p>3. 各業務を進めていく上で、適切な人員配置を行い、各担当者が責任を持って業務を遂行できる体制を構築すること。</p> <p>4. 緊密に市と情報共有し、事業状況を報告するとともに、迅速かつ柔軟に改善、改良を行うこと。</p> <p>5. 協創メンバー、来訪者、ボランティア等が本事業を通じて事故、ケガ等が発生した場合に補償できるように保険に加入すること。</p>
フィードバック業務	<p>1. 本事業の成果および課題を正確に把握し、次年度以降の事業に活かすため、協創メンバー、来訪者、関係者等に対して多角的な視点からのアンケート調査を実施すること。</p> <p>2. アンケート結果の分析に加え、事業実施中に得られた定性的情報(ヒアリングや意見交換等)も踏まえ、事業全体に関する成果報告書を作成し市に提出すること。</p> <p>3. 報告書には、成果目標の達成度、事業効果、運営上の課題、および次年度以降の事業の方向性や改善に関する具体的な提案を盛り込むこと。</p> <p>4. 協創メンバーが催事を自走化させ継続的に実施出来るようマニュアルを作成すること。</p>

8.留意事項

- (ア) 上記業務の実施に際し、必要な費用は全て委託料に含むものとする。
- (イ) 委託料の中から、各チームが自らの催事のために任意に使える催事活動費用を設定することができる。催事活動費用の設定の有無および費用の上限額は受託者の提案を元に本市と協議して受託者が判断するものとする。
- (ウ) 提案にあたっては、令和6年度のアンケート結果概要・成果概要・マニュアル概要も参考に、参加者の負担軽減と事業の活性化につながるよう考慮することを推奨する。
- (エ) 各催事の主催者は生駒市とし、催事の内容は公益に適うものであることに留意する。
- (オ) 来訪者、協創メンバー、高山地域の住民・団体・事業者、その他本事業に関係する者からの相談や問い合わせには、本事業の目的を踏まえ、常に丁寧かつ誠実に応対するものとする。
- (カ) 本事業の実施においては、生駒市と緊密に連携し、事前に十分な情報共有、相談、打ち合わせを行ったうえで、各業務を実施するものとする。事業の方向性や重要な事項については、必ず市の承認を得ることとする。

- (キ) 事業終了後には、これらの資産を市が次年度以降の事業で活用できるよう、整理・体系化し、継承・継続的な実施につながる具体的な仕組み(情報共有の方法、関係者間のネットワーク維持策など)を提案し、実行すること。
- (ク) 本仕様書に記載のない事項や、解釈に疑義が生じた場合は、市と受託者で誠実に協議し決定するものとする。
- (ケ) 成果物に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て市に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権(著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。)は、全て市に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを行使しないこと。
- (コ) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、音楽等の著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (サ) 成果物の関係機関への提供など二次利用・再編集等について、必要な範囲において市の判断で行うことができるものとする。
- (シ) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。